

総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備について

1 経緯

本区は、目黒区子ども条例に則り、子どもの権利が尊重され子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指した施策を推進している。

令和3年7月には、「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方」を策定し、身近な地域での子育て支援から児童虐待対応まで、切れ目のない子ども家庭相談行政の実現に向けて取り組むこととした。

令和4年3月に策定した目黒区基本計画では、保健、医療、福祉、教育などの様々な分野と連携する総合的な子ども家庭支援体制の構築を掲げ、その具体化に向けて実施計画に、碑文谷保健センターを拠点とした「子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターとの連携強化」、児童相談所の設置を視野に入れた「東京都児童相談所のサテライトオフィス誘致」を掲げ取り組みを進めている。

そうした取り組みを進める中、国は児童福祉法改正を踏まえた子どもに対する包括的な支援体制の強化を行うとともに、こども基本法の制定やこども家庭庁の設置により、こどもまんなか社会の実現に向けてこども政策の一元化を図るなど状況の変化が生じている。

また、各区における区立児童相談所の整備が進むにつれて、本区の児童相談所の設置に向けて、東京都の動向も見極めつつ改めて考え方の整理が必要となってきた。

そうした現状を踏まえ、区は、本年度から総合的な子ども家庭支援体制のあり方と今後の取組について再整理を進めている。

2 区立児童相談所の設置状況を踏まえた考え方の整理（別紙1）

これまで世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区が区立児童相談所を設置しており、令和5年2月には豊島区が開設する予定である。また、その他4区が区立児童相談所の開設時期を定めて整備を進めている状況となっている。

東京都品川児童相談所（以下「品川児相」という。）の管轄では、品川区が令和6年度を目途に開設予定であり、大田区は令和8年度以降の開設を公表している。そうした状況を踏まえると、品川児相の動向を見極めつつ、区内児童相談所の設置に向けて、より具体的な対応を図っていく必要がある。

3 総合的な子ども家庭支援体制の構築と具体化に向けた環境整備（別紙2、3）

（1）区の考え方、取組の方向性

これまでの経緯を踏まえて、区の施策を効果的に進めていくには、子どもの最善の利益を第一に考え、保健、医療、福祉、教育などの様々な分野が連携して組織横断的に子育て子育てを支えていく仕組みづくりが極めて重要となっている。

基本計画に掲げる子育て子育て支援のまちの実現に向けて、これまでの区の考えをさらに深化させ、時代に即した子ども家庭支援体制の構築と環境整備を進めていく。

児童虐待に対してより適切な対応を図るために、児童相談所・一時保護所の設置に向けてより具体化を進めていく。また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターの連携により虐待の未然防止の強化を図るとともに、都児童相談所サテライトオフィスの誘致により、児童虐待への迅速性、機動性を持った対応を進める。

さらに、児童虐待の対応のみならず、子ども子育てに関する様々な相談への対応や妊娠期から青年期までの包括的な相談支援体制のための施設（以下「こども総合相談センター（仮称）」という。）を整備していくことで、子どもたちが元気に過ごし、安心して子育てが出来るまちの実現を目指す。

（2）児童相談所等の整備地について

児童相談所等の整備地の確保に当たっては、利用者の利便性が高いこと、警察との連携が比較的とりやすいことなどを基本として検討してきた。また、本区においては児童相談所・一時保護所とこども総合相談センター（仮称）を一体的に整備する広さの土地を確保することは困難なことから、個別整備を基本としつつ、総合相談支援拠点として両施設が効果的・効率的に連携を図れるよう近隣施設となるよう検討を進めてきた。

その結果、幹線道路（目黒通り）に面していること、両施設の整備地は道路を挟んで向かい合わせに位置していることなどを考慮し、碑文谷保健センターを児童相談所・一時保護所の整備地に、令和10年3月に閉園する第三ひもんや保育園の跡地をこども総合相談センター（仮称）の整備地として活用していくことが最適と判断した。なお、碑文谷保健センターの業務については、一旦総合庁舎に集約し、こども総合相談センター（仮称）の整備時にその一部を移行する方向で今後検討する。

4 「総合的な子ども家庭支援体制の構築」事業実施に伴う実施計画等の変更

（1）実施計画内容の一部変更について

前述のとおり、状況の変化に伴い実施計画にある「総合的な子ども家庭支援体制の構築」事業は、碑文谷保健センターを改修して活用することが困難になった。そのため、新たな設置場所を検討した結果、令和6年3月に閉園する鷹番保育園を暫定活用して、遅くとも令和7年度中の開設を目指していく。

また、児童福祉法の改正に伴い、区市町村において、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整えたこども家庭センターの設置に努めることとされた。そのため、「子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターとの連携強化」から「こども家庭センターの設置」を目指して検討していく。（別紙4）

（2）鷹番保育園民営化計画の変更について

区立鷹番保育園は、区立保育園民営化計画に沿って、令和6年3月閉園後に民設民営園の開設を予定していた。しかし、同地域におけるその後の認可保育園の整備状況や現在の保育需要を踏まえて検討した結果、民設園を整備しなくても待機児童ゼロの見通しが立った。

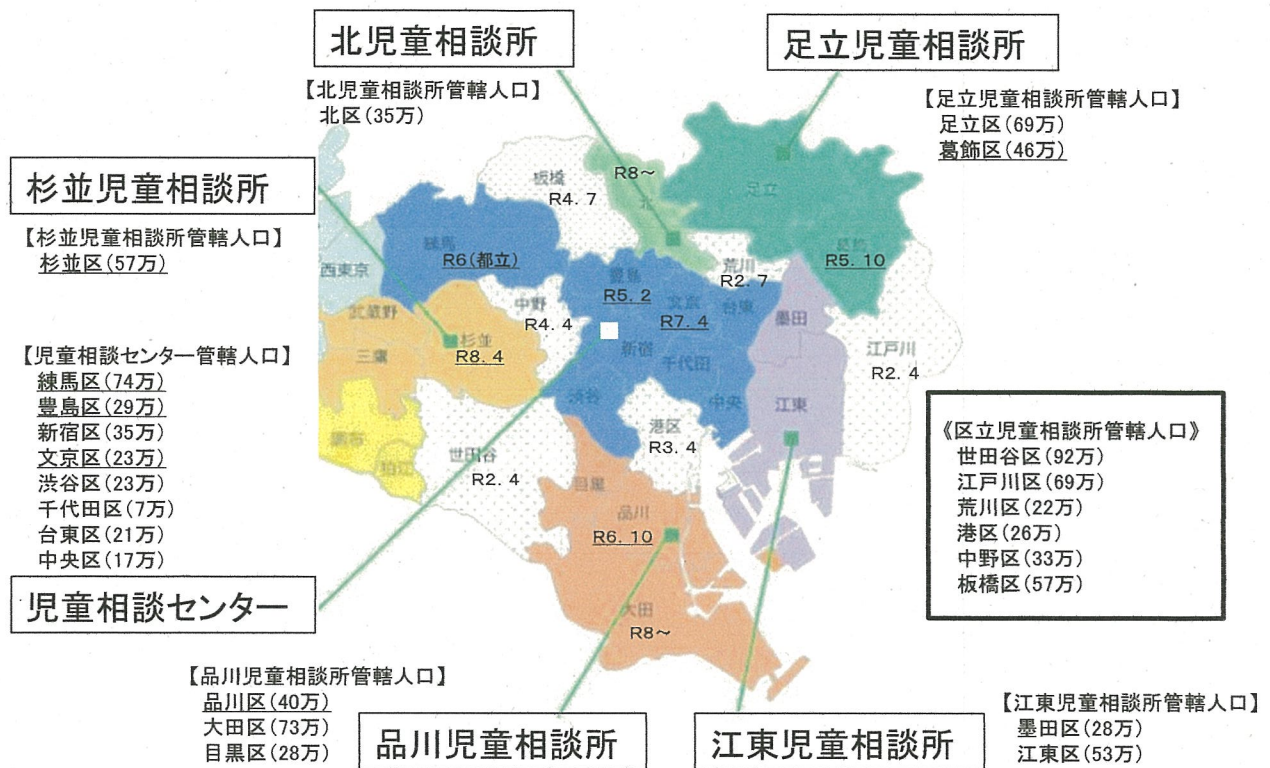
よって、民設民営園の開設は中止とし、こども家庭センター等への暫定活用を優先する。

以 上

都内児童相談所の設置状況

(R4. 11月現在)

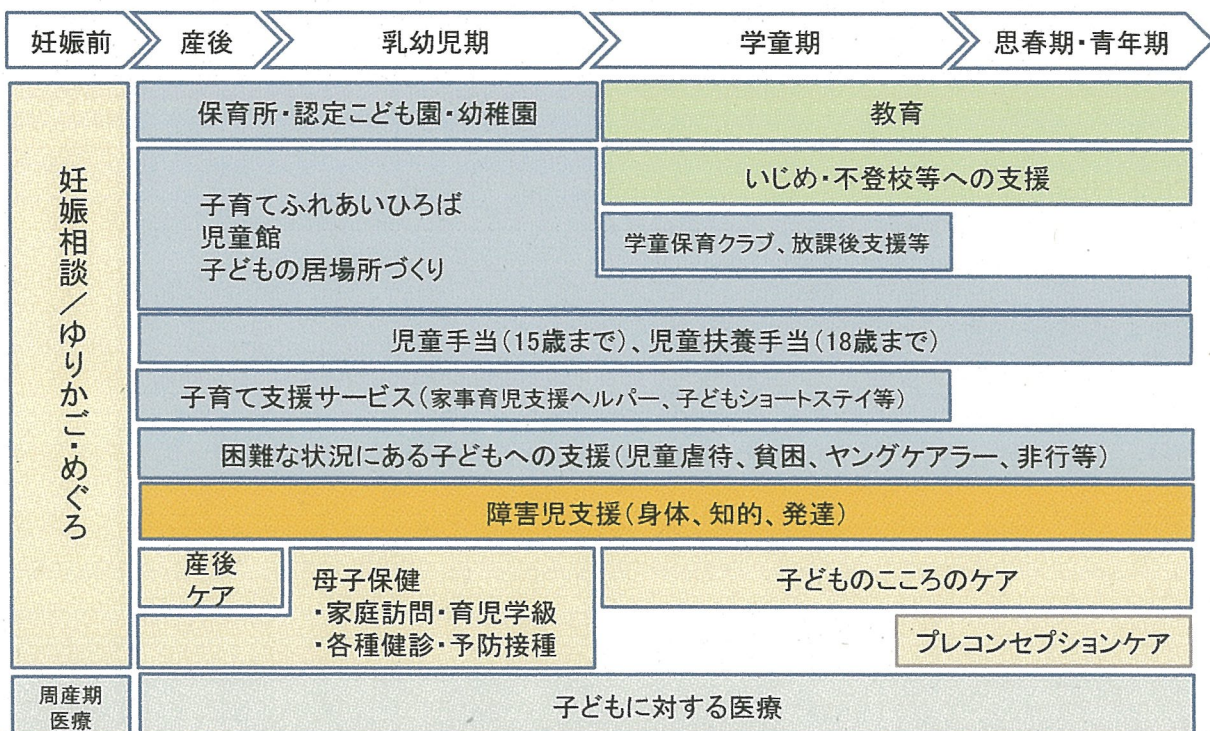
別紙1



総合的な子ども家庭支援体制①

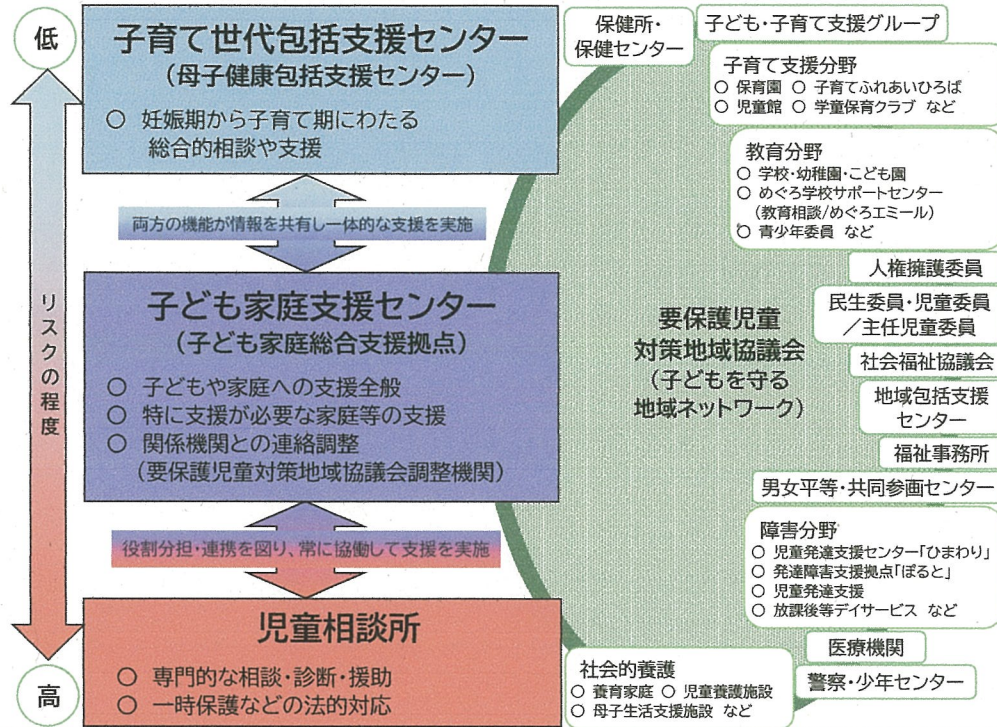
別紙2

区の支援体制のイメージ図 (妊娠期から青年期までの包括的な支援体制を目指す)



総合的な子ども家庭支援体制②

目黒区子ども家庭相談体制(イメージ図)



総合支援拠点への移行イメージ

